

【重要事項説明書】

1 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション山陽
所在地	〒720-0815 福山市野上町2丁目8番2号
連絡先	電話 084-921-1780 FAX 084-921-2820
介護保険事業所番号	3461590295
管理者	遊佐 美香
指定年月日及び指定番号	平成18年5月1日

2 事業所の職員体制

管理者	1名 (常勤 1名) *看護師と兼務
看護師	6名 (常勤 3名 非常勤 3名)
准看護師	名 (常勤 名)
	名 (常勤 名 非常勤 名)

3 営業時間

サービス種類	営業時間	営業日
・介護予防訪問看護 ・訪問看護	8:30～ 17:30	月曜日～土曜日

* 上記時間外及び日曜日、年末年始は定休です。ただし、緊急時のご遠慮なく、山陽病院（084-923-1133）へご連絡ください。

4 運営の目的

疾病や負傷等により、居宅において要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけ医師が介護予防訪問看護、または訪問看護を必要と認めた方を対象とします。サービス提供により療養者の生活面での確保を図り、日常生活動作能力または心身機能回復を目指とともに、在宅において快適な療養生活を継続・支援することを目的とします。

5 運営の方針

事業所の介護予防訪問看護師及び訪問看護師は要介護者の心身の特徴を踏まえて、全体的な生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質を重視した在宅療養が継続できるように看護計画の作成を行う。同時に指定居宅サービス等の提供に基づくように指定居宅サービス事業所との連絡調整を行い、その他便宜を図ります。事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6 事業の実施地域

実施地域	福山市
------	-----

7 サービスの内容

(1) 利用者の居宅において看護師及びその他省令で定める者が療養上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。

- (ア) 病状・障害・全身状態の観察
- (イ) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (ウ) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (エ) 褥瘡の予防・処置
- (オ) リハビリテーション
- (カ) 認知症患者様の看護
- (キ) 療養生活や介護方法の指導
- (ク) ターミナルケア
- (ケ) カテーテル等の管理
- (コ) その他医師の指示による医療処置

(2) サービスは、「訪問看護計画」に沿って行います。

8 サービス提供の記録

(1) サービスを提供した際には、提供したサービス内容等を記入し、利用者様・家族に提示をします。

(2) 事業所は、一定時間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿ってサービス提供の状況・目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録」その他記録を作成して、利用者に説明のうえ交付します。

(3) 事業所は、前記「訪問看護記録書」及びその他の記録はサービス終了後2年間、適正に保管し、利用者様の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

9 サービス利用に係る利用者負担金

(1) 交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、自動車を使用した場合、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収いたします。

(2) 支払方法

お支払方法は月末締め翌月末日(土日祝日の場合は翌営業日)に郵便局口座引落としでのお支払いとなります。

10 サービス利用の停止

利用者様がサービス利用の中止をする際には、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先

電話 084-921-1780 (訪問看護ステーション山陽まで)

1.1 サービス内容に関する苦情等相談窓口

事業所は、利用者様や家族の方々からの苦情に対応できるように相談窓口を常設しております。

窓口責任者 責任者 遊佐 美香
訪問看護ステーション山陽
電話 084-921-1780
ご利用時間 8:30～17:30

1.2 事故発生時の対応

- (1) 事故発生後、直ちに職員間で話し合い、原因の究明・改善点を検討し、その後の対応について利用者様及びその家族に報告し、記録にして職員全員に周知させ再事故を防ぎます。
- (2) 事業所は利用者に対するサービス提供に当たって、事故が発生し、利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その責任の範囲において、利用者様に対してその損害を賠償します。

1.3 緊急時の対応

事業所は、現に介護予防訪問看護サービスまたは訪問看護サービスの提供を行っているときに、利用者様の病状が急変した場合、必要に応じて臨時応急手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を取る等の必要な措置を講じます。

1.4 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

1.5 利用者からの解除について

利用者は当事業所に対し、いつでも契約の解約を申し出ることができます。当事業所が次のいずれかに該当する場合には、利用者は直ちに契約を介助できません。

- (1) 当事業所が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及び訪問看護契約書に定めた事項を遵守せずに、サービス提供を行った場合。
- (2) 当事業所が、守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業所が破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。
- (4) 当事業所が故意または過失により利用者・家族等の身体・財産・信用等を傷つける、又は、著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

16 事業所からの解除について

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

(1) 利用者・家族等が、契約締結時等にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(2) 利用者・家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又はハラスメント等著しい不信行為を行うことなどにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。

17 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

(1) 看護師等は、年金、金銭貸借などの金銭の取扱はいたしかねますので、ご了承ください。

(2) 看護師等は、介護保険制度上、利用者様の心身機能における維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。

(3) 看護師等に対する贈り物や飲物等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。